

第 32 回合志市地域公共交通協議会 次第

平成 27 年 3 月 23 日（月）10 : 00～
合志庁舎 2 階大会議室

1 開会

2 あいさつ

3 報 告

報告事項

（1）平成 26 年度作業部会検討内容報告について

4 議 題

協議事項

（1）運賃改正（案）について

（2）循環バス 須屋線の見直し（案）について

（3）御代志水源地バス停の移設（案）について

5 その他

- ・ コミュニティバス回数券について
- ・ バスロケーションシステムについて
- ・ 地域公共交通網形成計画策定業務の委託業者選定事務について
- ・ 次回協議会 平成 27 年 5 月下旬

6 閉会

平成26年度 合志市地域公共交通協議会作業部会 検討内容報告書

平成27年3月23日

第32回合志市地域公共交通協議会

作業部会について

● 作業部会メンバー

合志市政策部企画課	内 田 秀一郎	部会長：規約第4条第4項
合志市区長連絡協議会	緒 方 博 詞	規約第4条第2項
合志市老人クラブ連合会	寺 本 秀 信	規約第4条第2項
合志市身体障害者福祉協議会	森 邦 弘	規約第4条第2項
合志市PTA連絡協議会	藤 園 直 美	規約第4条第2項
須屋コミュニティ委員会	西 郷 節 夫	規約第4条第2項
NPO法人くまもとLRT市民研究会	塚 本 秀 典	規約第4条第2項
一般公募	原 田 満 恵	規約第4条第2項
熊本電気鉄道株式会社	小田原 勝 也	規約第4条第3項

● 作業部会検討事項

① 運賃改正について

- ・運賃改正についての検討

② 循環バス須屋線の見直しについて

- ・利用促進につながる運行体系(ルート・ダイヤ)の検討

③ レターバスのダイヤ調整について

- ・現状に即したダイヤの調整・検討
- ・バスロケーションシステム導入後に検討

④ 平成27年度事業計画(案)の検討について

⑤ 市地域公共交通網形成計画(第2期地域公共交通計画)の協議について

検討結果①

コミュニティバス運賃改正について

【検討項目】

- 運賃体系について
- 運賃額について

【検討結果】

- 運賃体系→**均一制**(現状の運賃体系)

「均一制」、「区間制」、「ゾーン制」及び「距離制」について、各制度のメリット・デメリットや運賃収入シミュレーション等により協議した結果、市民にとってわかりやすく利用しやすい「**均一制**」が望ましいとの結論となった。

- 運賃額→**利用者の意見を聞いたうえで判断**

10月に実施予定の乗降調査において、運賃額に関する聞き取り調査を実施し、その調査結果を基に運賃金額を検討する。

検討
結果

運賃額150円

【理由】

- ・調査の結果150円との回答が最も多かった(割合30%、許容割合75%)
- ・現在の路線バスの初乗り運賃が150円であること

検討結果②-1

循環バス須屋線の見直しについて

【検討項目】

- 循環バス須屋線の利用目的の多様化について
- 運行ダイヤの調整について

【検討結果】

- 利用目的の多様化について

→レターバスとの接続を強化し「光の森方面」へ買い物等の
利用目的を創出

現在、主な利用目的が「老人憩の家」や「ユウパレス弁天」の温泉目的のみと
なっていることから、利用目的を多様化し利用者の増加を図る。

- 運行ダイヤの調整について

→①老人憩の家での滞在時間に余裕を持たせる
②レターバスとの接続を強化(光の森方面行き)

検討結果

検討結果②-2 循環バス須屋線の見直しについて

循環バス須屋線変更(案)

【変更案のポイント】

- ①みずき台におけるレターバスとの接続強化(光の森方面行き)
- ②温泉施設(老人憩の家、ユーパレス弁天)における滞在時間の確保

バス停名	《往路1便》		
	現行 往路1便	① 変更案1	② 変更案2
みずき台	9:20	9:00	8:30
さくら公園	9:22	9:02	8:32
すいせん公園	9:23	9:03	8:33
東須屋	9:25	9:05	8:35
南中・東小前	9:28	9:08	8:38
黒石市民センター	9:30	9:10	8:40
黒石下	9:31	9:11	8:41
三ツ石	9:32	9:12	8:42
須屋駅前	9:34	9:14	8:44
須屋市民センター	9:35	9:15	8:45
南陽	9:37	9:17	8:47
陣の平	9:37	9:17	8:47
囲碁センター前	9:39	9:19	8:49
榎ノ本	9:40	9:20	8:50
池の本	9:42	9:22	8:52
西須屋団地	9:44	9:24	8:54
駐在所前	9:45	9:25	8:55
浄化センター前	9:46	9:26	8:56
堀川公民館	9:46	9:26	8:56
須屋小屋	9:47	9:27	8:57
上須屋	9:50	9:30	9:00
松の本	9:51	9:31	9:01
老人憩の家	9:52	9:32	9:02
ユトリック団地	9:53	9:33	9:03
木原野公民館	9:54	9:34	9:04
ユーパレス弁天	9:56	9:36	9:06
救世教前	9:59	9:39	9:09
西合志庁舎前	10:00	9:40	9:10
御代志水源地	10:01	9:41	9:11
御代志駅	10:02	9:42	9:12
再春荘病院	10:04	9:44	9:14

※変更案1: みずき台を9:00発とした(滞在時間90分)
 ※変更案2: 老人憩の家の開館時間9:00に合わせた(滞在時間120分)

バス停名	《復路1便》	
	現行 復路1便	④ 変更案
みずき台	11:19	11:35
さくら公園	11:10	11:26
すいせん公園	11:10	11:26
東須屋	11:13	11:29
南中・東小前	11:16	11:32
黒石市民センター	11:08	11:24
黒石下	11:07	11:23
三ツ石	11:06	11:22
須屋駅前	11:04	11:20
須屋市民センター	10:59	11:15
南陽	11:00	11:16
陣の平	11:00	11:16
囲碁センター前	11:02	11:18
榎ノ本	10:58	11:14
池の本	10:56	11:12
西須屋団地	10:54	11:10
駐在所前	10:53	11:09
浄化センター前	10:52	11:08
堀川公民館	10:52	11:08
須屋小屋	10:51	11:07
上須屋	10:49	11:05
松の本	10:48	11:04
老人憩の家	10:47	11:03
ユトリック団地	10:46	11:02
木原野公民館	10:45	11:01
ユーパレス弁天	10:44	11:00
救世教前	10:41	10:57
西合志庁舎前	10:40	10:56
御代志水源地	10:39	10:55
御代志駅	10:38	10:54
再春荘病院	10:35	10:51

みずき台バス停にてレターバスを左回り第3便(11:39)と接続

バス停名	《往路2便》	
	現行 往路2便	③ 変更案
みずき台	11:30	14:25
さくら公園	11:32	14:27
すいせん公園	11:33	14:28
東須屋	11:35	14:30
南中・東小前	11:38	14:33
黒石市民センター	11:40	14:35
黒石下	11:41	14:36
三ツ石	11:42	14:37
須屋駅前	11:44	14:39
須屋市民センター	11:45	14:40
南陽	11:47	14:42
陣の平	11:47	14:42
囲碁センター前	11:49	14:44
榎ノ本	11:50	14:45
池の本	11:52	14:47
西須屋団地	11:54	14:49
駐在所前	11:55	14:50
浄化センター前	11:56	14:51
堀川公民館	11:56	14:51
須屋小屋	11:57	14:52
上須屋	12:00	14:55
松の本	12:01	14:56
老人憩の家	12:02	14:57
ユトリック団地	12:03	14:58
木原野公民館	12:04	14:59
ユーパレス弁天	12:06	15:01
救世教前	12:09	15:04
西合志庁舎前	12:10	15:05
御代志水源地	12:11	15:06
御代志駅	12:12	15:07
再春荘病院	12:14	15:09

みずき台バス停にてレターバスを右回り第4便(14:20)と接続

バス停名	《復路2便》		
	現行 復路2便	⑤ 変更案1	⑥ 変更案2
みずき台	15:59	16:24	16:54
さくら公園	15:50	16:15	16:45
すいせん公園	15:51	16:15	16:45
東須屋	15:53	16:18	16:48
南中・東小前	15:56	16:21	16:51
黒石市民センター	15:48	16:13	16:43
黒石下	15:47	16:12	16:42
三ツ石	15:46	16:11	16:41
須屋駅前	15:44	16:09	16:39
須屋市民センター	15:39	16:04	16:34
南陽	15:40	16:05	16:35
陣の平	15:40	16:05	16:35
囲碁センター前	15:42	16:07	16:37
榎ノ本	15:38	16:03	16:33
池の本	15:36	16:01	16:31
西須屋団地	15:34	15:59	16:29
駐在所前	15:33	15:58	16:28
浄化センター前	15:32	15:57	16:27
堀川公民館	15:30	15:57	16:27
須屋小屋	15:31	15:56	16:26
上須屋	15:29	15:54	16:24
松の本	15:28	15:53	16:23
老人憩の家	15:27	15:52	16:22
ユトリック団地	15:26	15:51	16:21
木原野公民館	15:25	15:50	16:20
ユーパレス弁天	15:24	15:49	16:19
救世教前	15:21	15:46	16:16
西合志庁舎前	15:20	15:45	16:15
御代志水源地	15:19	15:44	16:14
御代志駅	15:18	15:43	16:13
再春荘病院	15:15	15:40	16:10

※変更案1: 往路2便の30分後折り返し
 ※変更案2: 往路2便の60分後折り返し

【メリット・デメリット】

	便	メリット	デメリット
①	往路1便 変更案1	●現行より須屋地域住民の温泉施設での滞在時間が長くなる(滞在時間90分)	●現行ダイヤより発車が20分早くなる
②	往路1便 変更案2	●老人憩の家開館時間に到着 ●現行より須屋地域住民の温泉施設での滞在時間が長くなる(滞在時間120分)	●現行ダイヤより発車が50分早くなる
③	往路2便 変更案	●みずき台バス停において、レターバスと接続強化(光の森方面) ●現行より御代志地域住民の温泉施設での滞在時間が長くなる	●現行ダイヤより大幅な変更になるため、須屋地域のバス利用者の生活リズムに影響あり
④	復路1便 変更案	●みずき台バス停において、レターバスと接続強化(光の森方面) ●現行より須屋地域住民の温泉施設での滞在時間が長くなる	●御代志地区の方の温泉施設利用が15分ほど遅れる
⑤	復路2便 変更案1	●往路1便目にて温泉施設を使用した場合は、現行より須屋地域住民の温泉施設での滞在時間が長くなる(滞在時間:約7時間)	●現行ダイヤより帰りが25分遅くなる ●往路2便目にて温泉施設を使用した場合は、現行より須屋地域住民の温泉施設での滞在時間が短くなる(滞在時間:3時間30分→1時間)
⑥	復路2便 変更案2	●往路1便目にて温泉施設を使用した場合は、現行より須屋地域住民の温泉施設での滞在時間が長くなる(滞在時間:約7時間30分)	●現行ダイヤより帰りが55分遅くなる ●往路2便目にて温泉施設を使用した場合は、現行より須屋地域住民の温泉施設での滞在時間が短くなる(滞在時間:3時間30分→1時間30分)

※レターバスのダイヤ調整(現状に即した)を実施する場合は、復路1便及び往路2便の変更案ダイヤに影響あり。

【検討結果】 往路1便: 変更案1 復路2便: 変更案2 ※復路1便と往路2便は、レターバスと⑥接続

検討結果③

平成27年度事業計画(案)の検討について

【検討内容】

- 平成26年度事業計画の振り返り
- 平成27年度事業計画(案)の検討

【検討結果】

主な事業内容

- 協議会運営→第2期地域公共交通計画策定
- コミュニティバス→現状の運行体系による運行
(併せて、レターバスダイヤ調整、須屋線見直し、運賃改正)
- 利用促進策の実施
(バスロケーションシステム及び回数券の周知、待合環境の整備、出前講座の実施など)

検討
結果

第30回協議会(H26.10.26)において、平成27年度事業計画(案)承認済み
※当該事業計画を基に、平成27年度予算要求を行った。

検討結果④

市地域公共交通網形成計画(第2期地域公共交通計画)の協議について

【検討項目】

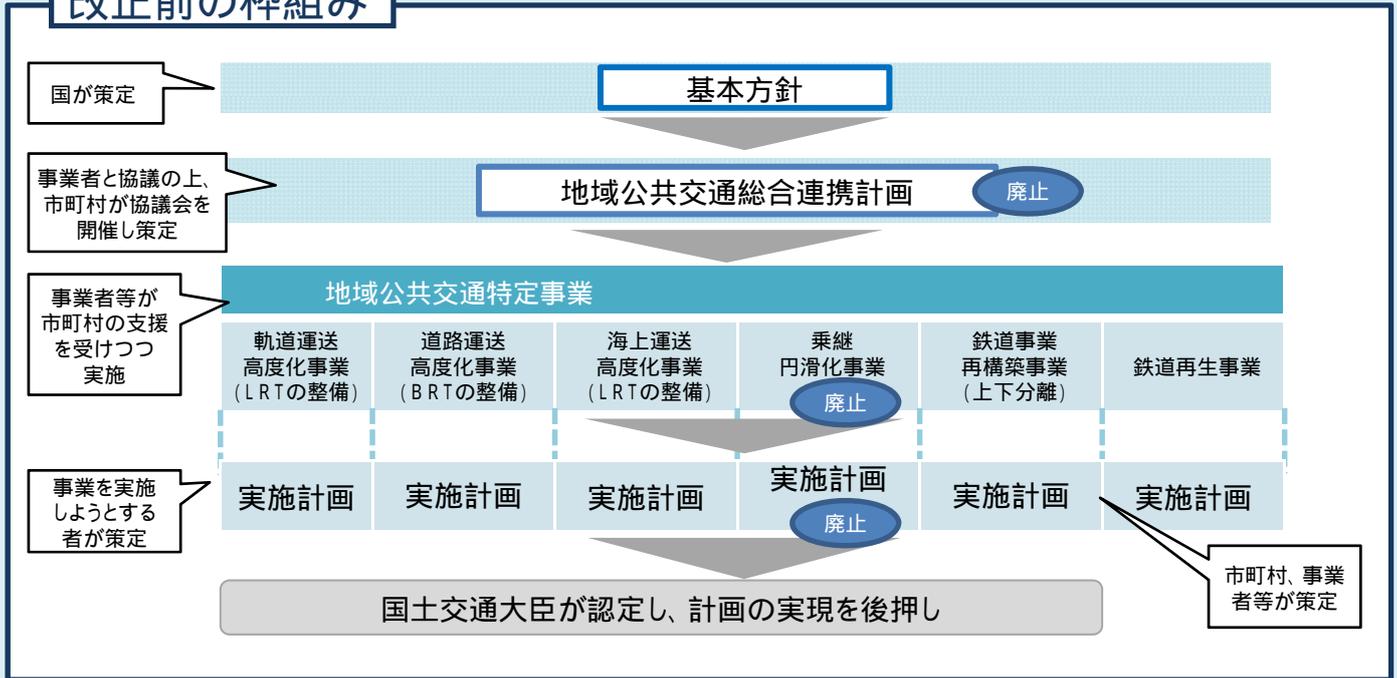
- 地域公共交通網形成計画について
- 地域公共交通再編実施計画について

【検討結果】

- 計画策定における策定内容・考え方等について
 - ・国土形成に関する、国の考え方等について(コンパクト+ネットワーク)
 - ・合志市における「まちづくり」計画について
 - ・地域公共交通網形成計画の記載事項・考え方等について
 - ・地域公共交通再編実施計画の記載事項・考え方等について

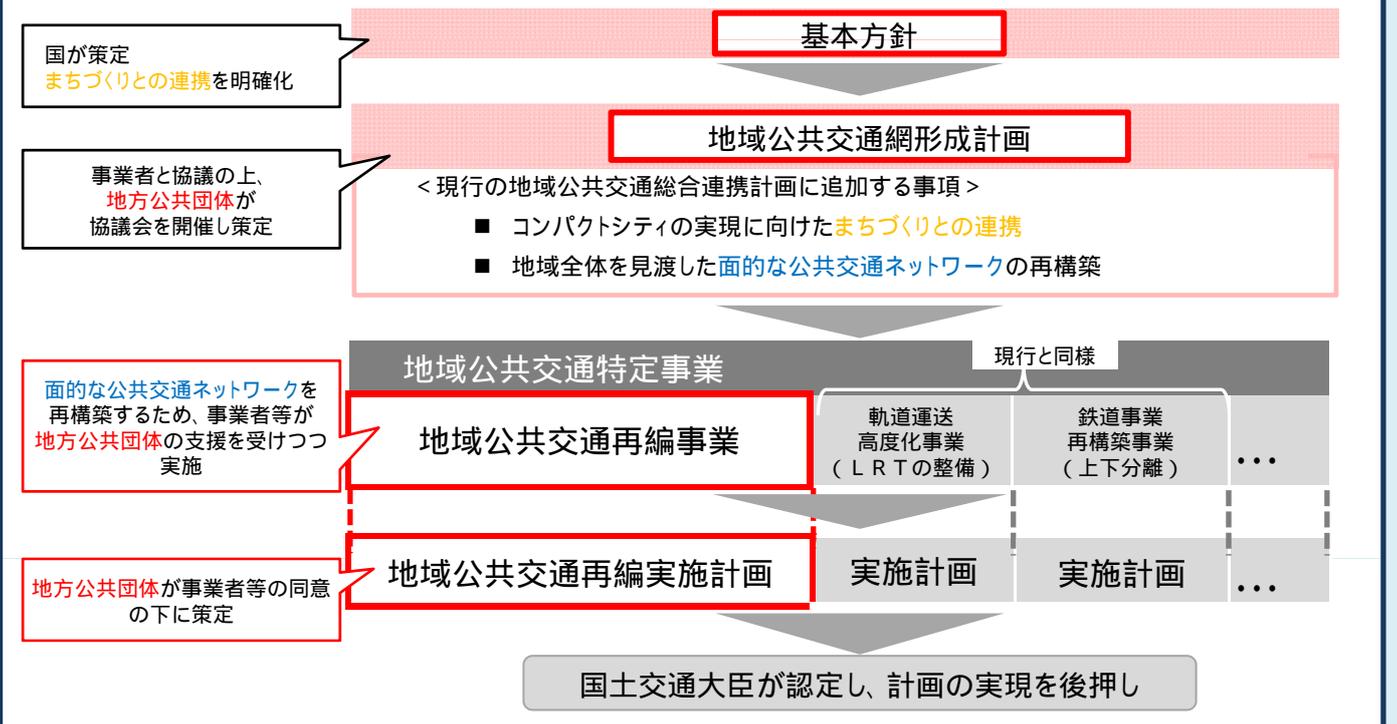
地域公共交通活性化再生法の改正

改正前の枠組み



改正のポイント

交通政策基本法の基本理念に則り、**地方公共団体**が中心となり、**まちづくりと連携し**、**面的な公共交通ネットワークを再構築**



地域公共交通網形成計画について

地域公共交通網形成計画は、「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たすものです。地域の取組みが計画的に進められることで、限られた資源が有効に活用され、持続可能な地域公共交通網の形成が図られることが期待されます。

広域的な交通圏にも対応できるよう、市町村が単独又は共同して作成するほか、都道府県も市町村と共同する形で作成することが可能となりました。

～地域公共交通網形成計画の記載事項～

持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
計画の区域
計画の目標
 の目標を達成するために行う事業・実施主体
計画の達成状況の評価に関する事項
計画期間
その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

～地域公共交通網形成計画と地域公共交通総合連携計画の違いについて～

地域公共交通網形成計画においては、記載事項として、「地域公共交通網形成計画の達成状況の評価に関する事項」を新たに追加するとともに、コンパクトシティ化など「都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項」を定めるよう努めることとしました。

また、地域公共交通網形成計画は、改正法の施行にあわせて改正される基本方針に合致している必要があり、基本方針では、

- (1) まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保
 地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成
 地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせ
 住民の協力を含む関係者の連携
- (2) 広域性の確保
- (3) 具体的で可能な限り数値化した目標設定

等について定めることを予定しています。

したがって、既存の地域公共交通総合連携計画が、上記基本方針の内容に合致するものであれば、そのまま地域公共交通網形成計画として定めることができます。一方で、個別コミュニティバス路線に係る取組みに限定されているもの等、上記基本方針に照らして内容が十分でないものは、新たに地域公共交通網形成計画として定めることが必要となります。

なお、このような要件を満たせば、都市・地域総合交通戦略と一体として地域公共交通網形成計画を作成することも可能です。

地域公共交通網形成計画について

地域公共交通網形成計画は、以下の計画等と調和がとれたものである必要があります。

- ・都市計画
- ・都市計画法に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針
(都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を含む。)
- ・中心市街地活性化法に基づく基本計画
- ・バリアフリー法に基づく基本構想

<参考> 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成26年法律第39号)

都市再生特別措置法の一部改正により、市町村は、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設(医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの)の立地の適正化を図るため、立地適正化計画を作成することができることとなります。

地域公共交通再編事業について

地域公共交通ネットワークの形成を効果的に実現するためには、個別・局所的な取組みだけではなく、地域全体の公共交通ネットワークを総合的に再編する取組みを進める必要があることから、「地域公共交通再編事業」を創設しました。

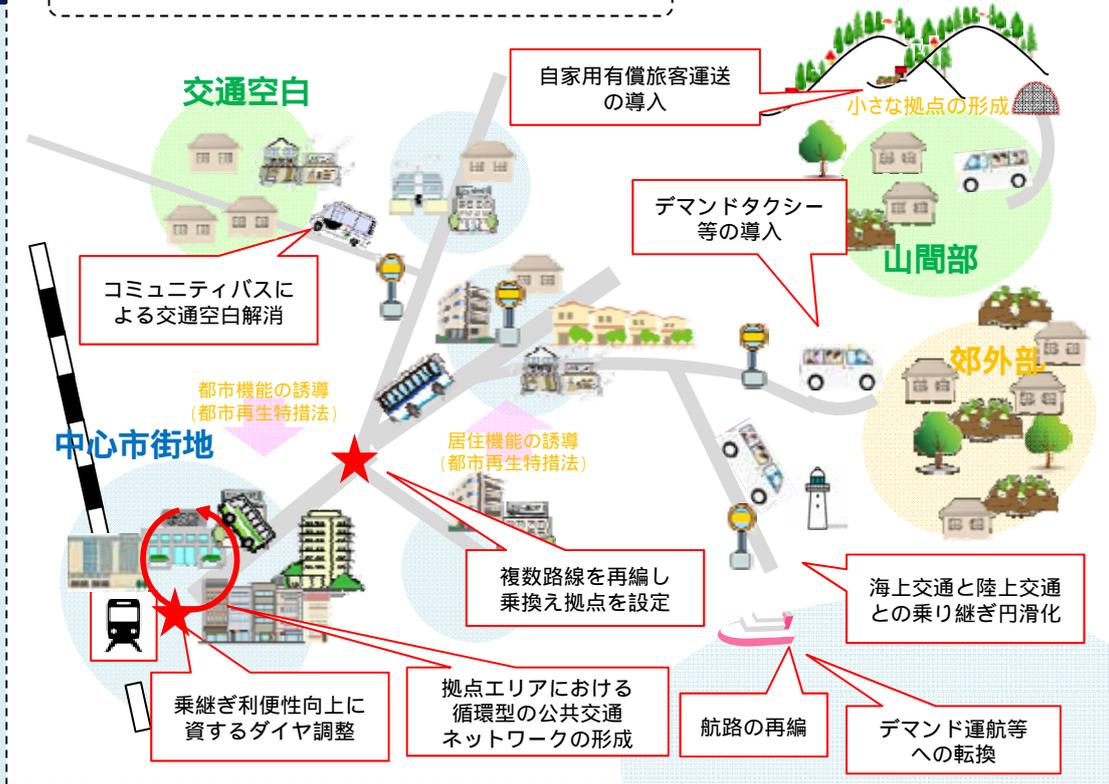
「地域公共交通再編事業」とは、地域公共交通を再編するための事業であって、地方公共団体の支援を受けつつ、

- 特定旅客運送事業¹に係る路線、運行系統若しくは航路又は営業区域の編成の変更
他の種類の旅客運送事業²への転換
自家用有償旅客運送による代替
、又はに掲げるものと併せて行うものであって、次に掲げるいずれかのもの
- ・異なる公共交通事業者等間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための運行計画の改善
 - ・共通乗車船券の発行
 - ・乗継割引運賃の設定、交通結節施設における乗降場の改善、旅客の乗継ぎに関する分かりやすい情報提供、ICカードの導入その他の地域公共交通の利用を円滑化するための措置

を行う事業と定義されています。

- 1 旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業及び国内一般旅客定期航路事業。
- 2 旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業、道路運送法による一般乗用旅客自動車運送事業及び国内一般旅客定期航路事業等。

地域公共交通再編事業の活用イメージ



地域公共交通再編実施計画について

地方公共団体は、地域公共交通網形成計画において地域公共交通再編事業の概要を定めた上で、特定旅客運送事業者等^()の同意を得て、当該事業の実施計画である「地域公共交通再編実施計画」を作成し、国土交通大臣の認定を申請することが可能となります。

地域公共交通再編実施計画の認定にあたっては、特定旅客運送事業者等の同意のほか、基本方針に照らして適切なものであること（5ページ参照）

事業を確実に遂行するため適切なものであること

個別事業法の許可基準に適合すること

が必要です。に含まれる事項のうち、「事業の遂行に適切な計画を有するものであること」については、国は審査を行わないことを予定しており、地域の実情に応じた柔軟なサービス水準の設定が行われることが期待されます。

地域公共交通再編実施計画
(地方公共団体が作成)

< 記載事項 >

- 実施区域
- 事業の内容・実施主体
- 実施予定期間
- 事業実施に必要な資金の額・調達方法等
- 事業の効果

大臣認定

関係法令の特例・重点的な支援

同意

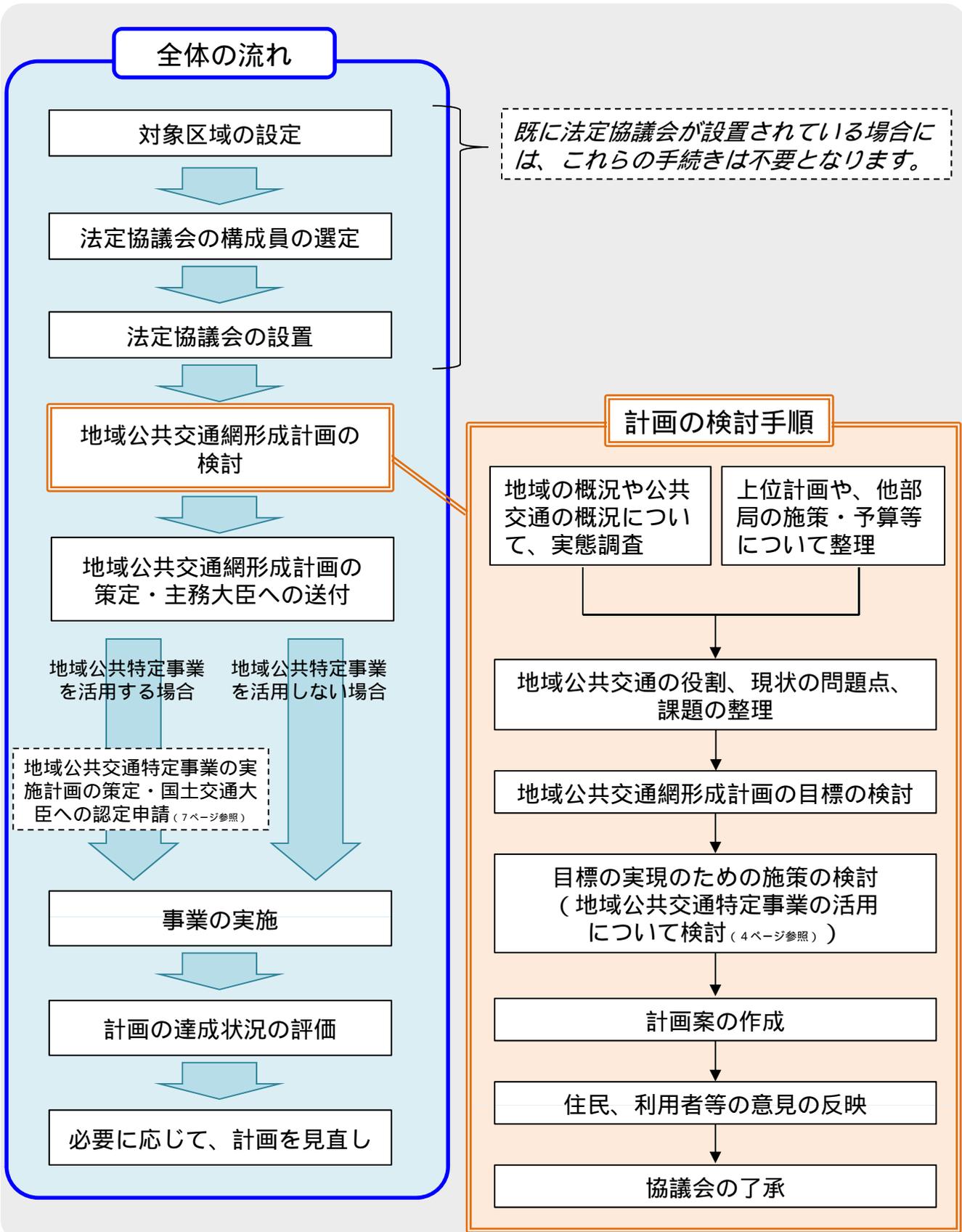
特定旅客運送事業者等

特定旅客運送事業者等：

- ・その全部又は一部の区間又は区域が当該地域公共交通再編事業を実施する区域内に存する路線若しくは航路又は営業区域に係る特定旅客運送事業を営む全ての者
- ・その全部又は一部の者に代わって当該特定旅客運送事業に係る路線若しくは航路又は営業区域において旅客運送事業を営もうとする者
- ・その全部又は一部の者に代わって当該特定旅客運送事業に係る路線又は営業区域において自家有償旅客運送を行おうとする者

(参考) 検討の進め方の例

本法律を活用する際の検討の進め方の一例



運賃改正（案）について

《運賃改正（案）の概要》

運賃改正額：150円（均一）

割引等：障がい者及び小児は半額（80円） ※10円未満切り上げ

※運賃区分、障がい者割引の適用については、熊本電鉄(株)路線バスの取り扱いを準用する。

改正予定日：平成27年10月1日

改正理由

《主な理由項目》

- ◆安定した運行の維持（赤字補填への支出抑制）
- ◆車両更新の必要性
- ◆利便性向上
- ◆熊本県内バス事業者の運賃値上
- ◆消費税の増税

平成25年度のコミュニティバス運行経費の実績は、約5,700万円であり、内約63%に当たる約3,600万円が赤字補填額（一般財源）であった。（※収支率：約19%）なお、消費税の増税により平成26年度の運行経費が増えています。主力のレターバスにおいては、1便当たりの利用者数が約19人（定員32人(座席数18)）であり、これ以上の飛躍的な利用者増は見込めないことから、運賃収入においてもこれ以上の伸びは見込めないものと考えられる。

コミュニティバスのバス車両について、レターバスの車両更新（買い替え）を見据え、現時点から一般財源の支出を抑える必要があります。なお、循環バス車両（熊本電鉄所有）の老朽化による車両更新も考慮する必要もある。

一方、県内のバス事業者は運賃値上げにより初乗り運賃が150円となっている状況にある。

上記のことから、コミュニティバス運行の確保・維持と利便性の向上を図るため、コミュニティバスの運賃を改正（増額）したい。

運賃に関する調査結果

サンプル数

	レターバス		循環バス		乗り合いタクシー			総数 (人)
	左回り	右回り	須屋	日向・新迫	合生・上生	合生・御代志	後川辺	
延べ乗客数	582	657	104	81	17	13	21	1,475
ヒアリング対象外	117	200	7	1				325
ヒア不能*	114	195	7	1				317
拒否	3	5						8
重複乗車ヒア対象	248	231	63	52				594
運賃ヒア対象	217	226	34	28	17	13	21	556
無回答	2	9	3	6	2			22
運賃有効回答数	215	217	31	22	15	13	21	534

* ヒア不能：混雑により調査員が車内移動できなかつたり、乗車時間が短くヒアリングができなかつた場合。

運賃区分別人数と割合

		レターバス		循環バス		乗り合いタクシー			総数			
		左回り	右回り	須屋	日向・新迫	合生・上生	合生・御代志	後川辺	(人)	割合	許容割合	
運賃区分別	1	50円	1	1					2	0%	100%	
	2	100円	22	40	5	9	3		79	15%	100%	
	3	110円	7	6				1	14	3%	85%	
	4	120円	9	10	2				21	4%	82%	
	5	130円	8	7	1		2	1	21	4%	78%	
	6	140円	3						3	1%	74%	
	7	150円	78	58	13	8	7	2	2	168	31%	74%
	8	180円	6	5				2		13	2%	42%
	9	200円	54	69	7	4	2	6	15	157	29%	40%
	10	230円	1							1	0%	10%
	11	250円	3	7	2					12	2%	10%
	12	280円	1							1	0%	8%
	13	300円	19	9	1	1	1	1	2	34	6%	8%
	14	400円	1							1	0%	1%
	15	500円	1	5						6	1%	1%
	16	1,000円	1							1	0%	0%
		有効回答数		215	217	31	22	15	13	21	534	100%
	0 無回答		2	9	3	6	2			22		
	計		217	226	34	28	17	13	21	556		
	平均 (円)		177	171	162	145	154	185	198	173		

* 回答の金額に幅がある場合は平均値（10円切り上げ）で集計した。

レターバスにおける運賃収入の比較及び収支率の比較表

【算出基礎】

- 運行経費：平成25年度の実績値
- 利用者数：平成25年度の実績値
- 収支率：運賃収入 ÷ 運行経費 × 100
- 赤字（一般財源）＝ 運行経費 － 運賃収入 － 1,000万円（国・県補助金）

①均一制

運行経費	運賃	利用者数	運賃収入	収支率	赤字（一般財源）
35,948,390	100	75,768	7,576,800	21.1	18,371,590
	150		11,365,200	31.6	14,583,190
	200		15,153,600	42.2	10,794,790

②区間制

運行経費	運賃	利用者数	運賃収入	収支率	赤字（一般財源）
35,948,390	100	64,298	6,429,800	22.7	17,774,190
	150	10,992	1,648,800		
	200	478	95,600		
合計	—	75,768	8,174,200	—	—

②ゾーン制

運行経費	運賃	利用者数	運賃収入	収支率	赤字（一般財源）
35,948,390	100	41,977	4,197,700	26.2	16,539,840
	150	30,947	4,642,050		
	200	2,844	568,800		
合計	—	75,768	9,408,550	—	—

循環バス須屋線の見直し（案）について

《見直し（案）の概要》

見直し内容：ダイヤ改正

改正予定日：平成 27 年 10 月 1 日

改正理由

《主な理由項目》

◆バス利用目的の多様化を行い利用者の増加を図る

◎利用目的：「買い物」と「温泉」

- ・買い物→須屋地域、光の森周辺方面
- ・温泉→老人憩の家、ユーパレス弁天

当初、循環バス須屋線は「温泉バス」として運行を開始したことから、利用目的が「温泉」に特化されたものであった。

循環バス須屋線沿線の多くは市街化区域であり、沿線住民が多い路線であるが利用者数が伸び悩んでいることから、地域住民への聞き取り調査を行い、利用促進の取り組み内容の検討を行った。

検討の結果、利用目的に「買い物」を追加し、みずき台バス停でレターバスとの接続を強化し、光の森方面への移動が可能となり買い物等ができるものとした。また、温泉利用についても、従来よりも温泉施設の滞在時間が長くなるダイヤ設定とした。

上記のことから、循環バス須屋線の利用者の増加を図るため、循環バス須屋線のダイヤ改正を行いたい。

ダイヤ改正 (案)

【変更案のポイント】

- ①みずき台におけるレターバスとの接続強化(光の森方面行き)
- ②温泉施設(老人憩の家、ユーパレス弁天)における滞在時間の確保

バス停名	《往路1便》		《復路1便》		《往路2便》		《復路2便》	
	現行	変更	現行	変更	現行	変更	現行	変更
みずき台	往路1便 9:20	往路1便 9:00	復路1便 11:19	復路1便 11:35	往路2便 11:30	往路2便 14:25	復路2便 15:59	復路2便 16:54
さくら公園	9:22	9:02	11:10	11:26	11:32	14:27	15:50	16:45
すいせん公園	9:23	9:03	11:10	11:26	11:33	14:28	15:51	16:45
東須屋	9:25	9:05	11:13	11:29	11:35	14:30	15:53	16:48
南中・東小前	9:28	9:08	11:16	11:32	11:38	14:33	15:56	16:51
黒石市民センター	9:30	9:10	11:08	11:24	11:40	14:35	15:48	16:43
黒石下	9:31	9:11	11:07	11:23	11:41	14:36	15:47	16:42
三ツ石	9:32	9:12	11:06	11:22	11:42	14:37	15:46	16:41
須屋駅前	9:34	9:14	11:04	11:20	11:44	14:39	15:44	16:39
須屋市民センター	9:35	9:15	10:59	11:15	11:45	14:40	15:39	16:34
南陽	9:37	9:17	11:00	11:16	11:47	14:42	15:40	16:35
陣の平	9:37	9:17	11:00	11:16	11:47	14:42	15:40	16:35
囲碁センター前	9:39	9:19	11:02	11:18	11:49	14:44	15:42	16:37
榎ノ本	9:40	9:20	10:58	11:14	11:50	14:45	15:38	16:33
池の本	9:42	9:22	10:56	11:12	11:52	14:47	15:36	16:31
西須屋団地	9:44	9:24	10:54	11:10	11:54	14:49	15:34	16:29
駐在所前	9:45	9:25	10:53	11:09	11:55	14:50	15:33	16:28
浄化センター前	9:46	9:26	10:52	11:08	11:56	14:51	15:32	16:27
堀川公民館	9:46	9:26	10:52	11:08	11:56	14:51	15:30	16:27
須屋小屋	9:47	9:27	10:51	11:07	11:57	14:52	15:31	16:26
上須屋	9:50	9:30	10:49	11:05	12:00	14:55	15:29	16:24
松の本	9:51	9:31	10:48	11:04	12:01	14:56	15:28	16:23
老人憩の家	9:52	9:32	10:47	11:03	12:02	14:57	15:27	16:22
ユトリック団地	9:53	9:33	10:46	11:02	12:03	14:58	15:26	16:21
木原野公民館	9:54	9:34	10:45	11:01	12:04	14:59	15:25	16:20
ユーパレス弁天	9:56	9:36	10:44	11:00	12:06	15:01	15:24	16:19
救世教前	9:59	9:39	10:41	10:57	12:09	15:04	15:21	16:16
西合志庁舎前	10:00	9:40	10:40	10:56	12:10	15:05	15:20	16:15
御代志水源地	10:01	9:41	10:39	10:55	12:11	15:06	15:19	16:14
御代志駅	10:02	9:42	10:38	10:54	12:12	15:07	15:18	16:13
再春荘病院	10:04	9:44	10:35	10:51	12:14	15:09	15:15	16:10
※変更案:みずき台を9:00発とした(老人憩の家滞在時間90分)			みずき台バス停にてレターバス左回り第3便(11:39)と接続		みずき台バス停にてレターバス右回り第4便(14:20)と接続		※変更案:往路2便の60分後折り返し	

※レターバスのダイヤ調整に併せて、復路1便と往路2便のダイヤが変更になる場合があります。

レターバス御代志水源地バス停移設（案）について

【現状】

- 御代志交差点改良に伴い、御代志水源地バス停付近の市道がカーブとなった。
※改良前は、当該バス停付近は直線道路であった。
- バス停付近の市道がカーブとなったことから、バス停車中に後続車両が追い越しを行う際に対向車線の状況が確認しづらくなった。
- 上記のことから、市議会において当該バス停の移設についての一般質問が行われた。



【移設先（案）】

《移設先の考え方》

- バス利用者になるべく安全に待ち合いができる（歩道又は路側帯の幅員が広い箇所）
- 対向車線の状況が確認し易い箇所

◆レターバス右回り用バス停



◆レターバス左回り用バス停

